

平成 29 年度
熱海市都市計画基礎調査に係る建物用途別現況図作成業務委託
特記仕様書

第 1 章 総則

(適用範囲)

第1条 本仕様書は、熱海市（以下「委託者」という。）が、受託者に委託する「熱海市都市計画基礎調査に係る建物用途別現況図作成業務委託」（以下「本業務」という。）に適用する。

(目的)

第2条 本業務は、都市計画法(昭和 43 年法律第 100 号)第 6 条第 1 項の規定により、静岡県（以下「県」という。）が行う「都市計画に関する基礎調査」に対して、同法同条第 3 項の規定に基づき、委託者が県に提供する建物用途別現況図の作成を行うことを目的とする。

(関連法令等)

第3条 本業務の実施に当っては、本仕様書のほか下記の関係法令、規則、通達等を厳守するものとする。

- (1) 都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）
- (2) 都市計画法施行規則（昭和 44 年建設省令第 49 号）
- (3) 平成 28 年度都市計画基礎調査要綱
（静岡県交通基盤部都市局都市計画課）
- (4) 平成 28 年度都市計画基礎調査 GIS 作成仕様書
（静岡県交通基盤部都市局都市計画課）
- (5) 建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）
- (6) 建築基準法施行令（昭和 25 年政令第 338 号）
- (7) 熱海市契約規則
- (8) その他関係法令等

(提出書類)

第4条 受託者は、契約締結後、次の書類を提出しなければならない。

- | | |
|------------------------|--------------|
| (1) 業務委託着手届、兼業務代理人等通知書 | 契約締結後 10 日以内 |
| (2) 業務代理人等経歴書 | 〃 |
| (3) 業務実施計画書 | 〃 |
| (4) 業務委託完了報告書（完了） | 業務完了時 |

(業務代理人及び主任技術者)

第5条 受託者は、業務代理人及び主任技術者をもって、秩序正しい業務を行うとともに、十分な経験を有する者を配置しなければならない。
2 業務代理人は資格要件を満たすときは、主任技術者を兼ねることができる。

(報告の義務)

第6条 本業務実施期間中、受託者は業務の進捗状況を随時報告するものとし、必要に応じて委託者に報告書を提出するものとする。

(土地の立入)

第7条 受託者は、本業務の実施にあたり、他人の占有する土地に立入る必要がある場合は、あらかじめ当該土地の所有者又は占有者に了解を得るとともに、紛争が起こらないように十分注意しなければならない。

(損害賠償)

第8条 受託者は、本業務実施中に第三者より受け又は与えた損害については、受託者の責任において処理し、これらにかかる費用はすべて受託者が負担するものとする。

(疑義)

第9条 本仕様書について、委託者受託者相互間に疑義が生じたとき又は定めのない事項については、必要に応じて双方協議して定めるものとする。

(機密の保持)

第10条 受託者は、本業務遂行中に知り得た事項及び内容全般について、委託者の許可なく他に漏らしてはならない。また、住民等に対して誤解や疑義を与えるような言動をしてはならない。

(完了)

第11条 受託者は業務完了報告書、成果品納品書とともに成果品を提出し、完了検査を受けるものとする。なお、修正の指示があった場合は速やかに修正を行い、再検査の合格をもって完了とする。

(瑕疵等)

第12条 受託者は本業務完了後といえども、受託者の瑕疵等に起因する不良な箇所が発見された場合は、速やかに委託者の必要と認める修正その他必要な作業を受託者の負担において行うものとする。

(成果品の帰属)

第13条 本業務における成果はすべて委託者に帰属するものであり、受託者は、委託者の承認を受けずに複製又は他に公表、貸与してはならない。

(資料の貸与及び保管)

第14条 委託者は、本業務の実施にあたり、次に掲げる資料を受託者に貸与するものとする。

受託者は、保管にあたり資料の損傷等に十分注意し、本業務完了後は直ちに返却するものとする。

- (1) 都市計画基礎調査建物用途別現況図（紙、平成 24 年度）
- (2) 都市計画基礎調査建物用途別現況図（Shape ファイル、平成 24 年度）
- (3) 1/2, 500 地形図データ（DM データ、平成 21 年）
- (4) 建物に係る資料（登記済通知書、建築確認概要書、新築・滅失リスト等）
- (5) その他必要とするもの

第 2 章 業務内容

（調査対象区域）

第15条 本業務の調査対象区域は、熱海市都市計画区域全域（A=61.78 km²）とする。

（業務概要）

第16条 本業務実施にあたっては、「都市計画基礎調査要綱」に基づき、以下の項目について作業を行うものとする。

(1) 計画準備

受託者は、本業務の目的、業務内容、履行期間等をふまえて、業務の実施方法や手順を定めた作業実施計画書を作成し、委託者の承認を得ること。

(2) 建物用途別現況図作成

平成 24 年度作成の建物用途別現況図データを参考とし、地形図(1/2, 500)に、都市計画基礎調査要綱に従い、建物を棟別に着色する。なお、地形図については、デジタルマップ (DM) を使用することとし、建物については、GIS 面データ (shape 形式) として構造化編集を行うこと。

(3) 成果品取りまとめ

本業務の成果について取りまとめを行うこと。

(4) 打合せ協議

打合せ協議は、作業着手時、中間、納品時の 3 回を基本とし、打合せ事項について、受託者は、その都度打合せ協議簿を作成し、委託者に提出し承認を得ること。

第 3 章 成果品

（成果品）

第17条 成果品の詳細については以下のとおりとし、納入先は熱海市まちづくり課都市計画室とする。

- | | |
|-------------------------------|-----|
| (1) 建物用途別現況図 (1/2, 500・35 面) | 2 部 |
| (2) 図形データ (Shape 形式：CD-R に収納) | 2 部 |

- (3) 図面データ (PDF データ : CD-R に収納) 2 部
- (4) その他関係資料 2 部